

# 旧一般電気事業者等によるカルテル事案への 対応について

# 第86回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和5年6月27日(火)



# 小売電気事業者5社に関する経済産業大臣への勧告の概要

- 3月30日、旧一般電気事業者等によるカルテル事案について公取委が排除措置命令等を行ったことを受け、同日、当委員会は、関西電力、中部電力ミライズ(以下「中電MZ」)、中国電力、九州電力及び九電みらいエナジー(以下「九電みらい」)に対して報告徴収を行い、事実関係の調査を実施。
- 結果、関西電力と中部電力との間、関西電力と中国電力との間、関西電力と九州電力・九電みらいとの間で、長期にわたり頻繁に意見交換等が行われたこと、これには小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取りが少なくとも一定回数以上含まれていたことなどが判明。
- 当該行為は、**電力の適正な競争に対する信頼を著しく害する**ものであり、電力自由化の趣旨に反し、**電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれ**があるもの。
- このため、当委員会は、今後、このような事案が再度発生しないよう、電力の適正な取引の確保を図る観点から、6月19日、関西電力、中電MZ、中国電力、九州電力及び九電みらいに対して業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に対し、勧告を行った。

# 事実認定の概要

- 2017年10月又は11月から2020年9月又は12月までの期間、**関西電力を起点とした各社間**において、**少なくとも数十回に及ぶ頻繁な意見・情報交換**が行われていたことを確認。意見・情報交換の内容は多岐にわたるが、<u>相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り(以下「本件情報交換等」)が含まれるものを行ったことを一定回数以上確認。

  → カルテルの成否にかかわらず小売電気事業者間の適正な競争に対する信頼を著しく害し、電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれありと認定</u>
- 本件情報交換等においては、経営層、役員や管理職など様々な立場にある社員の関与が確認。**業務外の私的な懇親会という形式の中で行われたものも含め、メールや 議事録等といった形で会社内での情報共有が図られている場合があったこと**を確認。
  - ➡一部の社員の個人的な行動に限定されるものではなく、経営層を含めた組織的な対応が行われていたものと認定
- 各社においては、既に独占禁止法やコンプライアンスに関する研修を各階層で実施していたにもかかわらず、本件が発生。 → 研修が奏功しなかったものと認定
- ① (関電)本事案は外部からの情報提供を端緒として発覚。②(関電以外)社内において、監査や適切な部署への通報等によりこれが是正されたことは確認できず。
  - ★法令遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分だったものと認定

# 業務改善命令として実施を求める内容①

- 1. 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及びこれに類する 競争制限的な行為を行わないこと、他の旧一電又はその子会社との間で相互のエリ アにおける電気料金(見積りの提示を含む。)又は営業方針に関する情報交換を 行わないこと。
- 2. 今後、①の行為をしないよう、**再発防止のための改善計画を策定**の上、**社会に対して 公表**し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、書面 で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。
  - 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、**外部人材を構成員の過半数に 含む組織体**により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
  - 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び 当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講 じること。
  - ・ 社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。

(↓次ページに続く)

# 業務改善命令として実施を求める内容②

- 小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
- ・ 継続的な研修等について、**対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効** 性が図られるものとすること。
- 独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度(社内リニエンシー制度)及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。
- 3. 域外進出(子会社によるものを含む。)のこれまでの状況及び今後の域外進出の 障害として認識している事項を、書面で報告すること。
  - ※なお、競争への影響を排除する観点から、本報告書の内容は非公開とした上で、業務改善命令の対象 となる事業者以外の旧一般電気事業者全社にも別途求めることとする。
- 4. 今後、電力・ガス取引監視等委員会又は経済産業省が上記2. の改善計画及び その実施状況、又は上記3. の域外供給の状況及び域外進出の障害として認識 している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
- 5. 事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、**関係者の厳正な処分**を 行うこと。

# (参考資料編)

第84回会合(4/25) 資料3抜粋

公正取引委員会の排除措置命令書等によれば、中部電力及び中部電力ミライズ、中国電力、九州電力及び九電みらいエナジーは、それぞれ、2018年10月又は11月~2020年10月までの間、関西電力との間で、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する合意(カルテル)を行っていたとされている。

#### 中国電力

関西電力

期間:遅くとも2018年11月~2020年10月

対象:相対顧客・官公庁等

①相手方供給区域に所在する相対顧客獲得の ための営業活動の制限

②関西電力による中国電力管内での入札参加 及び安値入札の制限 期間:遅くとも2018年11月~2020年10月

対象:大口顧客

相手方供給区域に所在する相手方の大口顧客

獲得のための営業活動の制限

#### 九州電力 九電みらいエナジー

期間:遅くとも2018年10月~2020年10月

対象:官公庁等

相手方供給区域での安値入札の制限

- ※相対顧客:特別高圧需要・高圧大口需要・ 高圧小口需要に係る電気の使用者 (官公庁等を除く。)
- ※**大口顧客**:特別高圧需要・高圧大口需要に 係る電気の使用者(官公庁等を除く。)
- ※**官公庁等**:特別高圧需要・高圧大口需要・ 高圧小口需要に係る電気の使用者であって、 国、地方公共団体等

(競争入札等により自らが使用する電気の供給者を決定する者に限る。)

# 公正取引委員会による排除措置命令等について(命令の概要)

- 公正取引委員会は、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対し、次の事項を含む排除措置命令を行った。
  - ▶ 電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、電気料金等に関する情報交換を行ってはならない
  - ▶ 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
  - ▶ 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該営業活動に従事する役員 及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
  - > 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成 など
- また、公正取引委員会は、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力に対し、 総額1000億円超の**課徴金納付命令**を行った。

#### 【各社の課徴金額】

事業者	課徴金額	排除措置命令
中部電力	201億8338万円	_
中部電力ミライズ	73億7252万円	
中国電力	707億1586万円	$\bigcirc$
九州電力 ※1	27億6223万円	$\bigcirc$
九州電力みらいエナジー ※1	_	$\bigcirc$
関西電力 ※ 2	_	_

- ※ 1 公取委の調査に協力したため、課徴金減免制度により一部減額。九電みらいエナジーは課徴金ゼロ。
- ※2 公取委に違反を自主申告したため、課徴金減免制度により処分を免れた。

# 電気事業法の関係条文

#### (業務改善命令)

- 第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
- 第六十六条の十三 <u>委員会は、</u>第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、<u>電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</u>ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。
- 2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- **3** 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてと つた措置について報告を求めることができる。

#### (報告の徴収)

#### 第百六条

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、<u>この法律の施行に必要な限度において、</u>政令で 定めるところにより、<u>小売電気事業者等、</u>一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電 事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者<u>に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提</u> 出をさせることができる。